

多可町制限付一般競争入札実施要綱

平成 19 年 8 月 22 日

告示第 28 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日告示第 9 号 改正 平成 22 年 8 月 6 日告示第 64 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、多可町が実施する建設工事に係る制限付一般競争入札について必要な事項を定める。なお、本要綱は入札に参加する者に必要な資格その他、入札について必要な事項のうち共通する事項を示すものであり、個々の入札に付する条件等については、案件ごとに別に公告する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「制限付一般競争入札」とは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定により町長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。

(対象工事)

第 3 条 制限付一般競争入札を実施すべき工事は、次に掲げる工事のうち、入札参加者審査会(以下「審査会」という。)の審議を経て、町長が決定する工事(以下「対象工事」という。)とする。

- (1) 予定価格がおおむね 1000 万円から 1 億円までの請負工事
- (2) 前号に掲げる工事のほか、特に必要と認められる工事

(入札参加資格)

第 4 条 制限付一般競争入札に参加することができる者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多可町財務規則第 87 条の規定に基づき作成された、競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項各号の規定する建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する、経営事項審査の結果に当該業種の総合評定値に関し要件を定めた場合は、当該要件を満たしている者であること。
- (5) 同種工事の元請実績又は技術的適正の有無に関し要件を定めた場合は、当

該要件を満たしている者であること。

(6) 対象工事の公告の日から入札日までの間において、多可町指名停止基準（平成17年多可町告示第74号）に基づく指名停止を受けていないこと及び同基準の措置要件に該当しないこと。

(7) 対象工事に関して、技術者の専任配置を要件とした場合は、建設業法の規定に基づく監理技術者又は国家資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。また、工事経歴を要件とした場合は、合わせてその経験を有するものを配置できる者であること。

(8) 設計書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、多可町ホームページからダウンロードにより配布する。

(9) その他、対象工事に対して町長が必要と認めた要件がある場合は、当該要件を満たしている者であること。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前号で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ多可町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年多可町告示第73 - 2号）に掲げる基本的要件をすべて満たす共同企業体であること。

（入札の公告）

第5条 制限付一般競争入札を実施する場合は、別表1に定める事項を次に掲げる方法で公告するものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 総務課における配布

（入札参加の申込等）

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、公告において指定された受付期間内に、制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申込様式等は、公告の日から前項の受付期間の満了の日まで役場総務課において直接配布するとともに、多可町役場ホームページで提供するものとし、郵便、電話等による請求はこれを認めない。

3 申込みの受付は公告後速やかに行うものとし、第1項の受付期間は、法に定める休日を除き5日以上とする。

4 参加希望者は、申込書に以下の書類を添付するものとする。

(1) 官公庁発注手持ち工事リスト(様式第2号)

(2) その他必要と認められる書類

(書類の取扱い)

第7条 前条の規定により提出された書類は、入札執行後もこれを返却しない。

(入札参加資格の確認・通知)

第8条 町長は、第6条第3項の受付期間満了後2日以内に申込時点での入札参加資格を照査し、参加希望者に対し制限付一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格がないと認められた者から書面により異議の申出があったときは、速やかに文書により回答するものとする。

(設計図書の閲覧)

第9条 設計図書は、次に掲げる方法で閲覧する。

2 申込受付期間中の設計図書の閲覧は、役場本庁舎総務課前にて、午前9時00分から午後5時00分までとし、定められた場所で閲覧するものとする。

(入札保証金)

第10条 この要綱による制限付一般競争入札の実施に当って、入札保証金はこれを免除するものとする。

(入札及び開札)

第11条 入札及び開札は、確認通知書に示す日時及び場所において、「多可町契約・入札のしおり」により実施する。入札参加者は、対象工事の初度入札の執行に先立ち、各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 見積金額が記入された積算内訳書

(2) 配置予定技術者名簿

2 前項各号に規定する書類の提示のない者は、入札に参加できないものとする。

3 入札終了後直ちに開札を行うが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、決定を留保する旨の宣言を行い、入札及び開札を終了するものとする。

(入札参加者の審査及び落札者の決定)

第12条 町長は、前条第3項の結果を審査会の審議に付し、落札候補者が本要綱に定める入札参加資格を有していること、及び配置予定技術者が業務遂行能力を

有していることを審査した後に、落札者として決定する。

- 2 前項の審査において、当該落札候補者が不適格となった場合、前条第1項の入札において、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格を持って入札した者を新たな落札候補者として、入札参加資格等の審査を行うものとする。
- 3 前項の規定は、落札者が決定するまで順次適用するものとする。
- 4 入札参加資格の審査は、入札及び開札の日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格が多可町低入札価格調査制度取扱規程（平成17年多可町告示第75号）に該当する場合は、この限りでない。

（入札参加資格審査結果の通知）

第13条 町長は、前条の規定による審査の結果について、当該落札候補者に対し契約資格審査結果の通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、失格となった旨を通知する場合は、その理由を附して通知するものとする。

（入札執行の取消し）

第14条 町長は、当該入札が執行されるまでは、入札執行を取り消すことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日告示第9号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月6日告示第64号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

公告すべき事項

1 入札に付する事項

工事名

施工場所

施工期間

工事概要

前金払その他の支払条件

2 入札に参加する者に必要な資格 (第 4 条 2 項関係)

3 制限付一般競争入札参加資格申込受付期間及び提出先

4 参加申込締切日、時間

5 設計図書の見覧場所、時間

6 入札予定日及び予定場所 (確認通知書で正式指定)

7 その他

様式第1号(第6条関係)

制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

多可町長様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

担当者及び電話

工事の表記	
工事番号	
工事名	

年 月 日付で入札公告のあった表記の工事に係る一般競争入札に参加したく、下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書の写
(入札参加資格審査時と変更なければ省略可)
2. 官公庁発注手持ち工事リスト(様式第2号)

受付番号	
------	--

様式第2号(第6条関係)

平成 年 月 日

官公庁発注手持ち工事リスト

番号	発注者	工事名	請負代金 (千円)	配置技術者名	着工日	元請・下 請の別
					完了日	

入札参加申込時における官公庁発注の手持ち工事を上記に報告します。

社名

印

様式第3号（第13条関係）

契約資格審査結果の通知

年 月 日

様

多可町長

下記の入札日に実施した建設工事の入札について、多可町制限付一般競争入札実施要綱第13条の審査の結果、貴社に落札したので通知します。

記

入札実施日

工事番号 第 号

工事名

入札金額